

神戸市看護大学情報センター規程

(趣旨)

第1条 神戸市看護大学情報化推進委員会(以下「委員会」という。)規程第2条第2項の規定に基づき、情報センターを置く。

(目的)

第2条 情報センターは、本学の情報化の推進や情報基盤の整備、管理・運営等を担い、本学の教育研究及び大学運営に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 情報センターにおいては、神戸市看護大学情報化推進委員会規程第2条第1項に規定された所掌事項に係る業務を行う。

(構成)

第4条 情報センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 情報センター長
- (2) 副情報センター長
- (3) 神戸市看護大学情報化推進委員会規程第3条で構成される者の中から、情報センター長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 情報センター長は、情報センターの業務を統括する。副情報センター長は、情報センター長を補佐する。

2 情報センター長及び副情報センター長は、本学専任教員のうちから学長が任命する。

(その他)

第6条 情報センター長及び副情報センター長は、ネットワーク運用責任者及び登録責任者、ネットワーク技術連絡担当者として、JPNIC(社)日本ネットワークインフォメーションセンター)に届け出る。

2 情報センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年7月12日から施行する。
- 2 この規程をもって、従前の「神戸市看護大学学内情報システム管理・運営体制に関する申し合わせ」は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。